

2013年度（第63回）北海道アマチュアゴルフ選手権予選競技（道央2地区）

兼

（第68回）国民体育大会（成年男子）第1次予選会

開催日：2013年5月26日（日）

会場：滝のカントリークラブ（東・中）

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球はR&A発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断:短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 移動

正規のラウンド中、競技者はコース内に設置してあるマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。但し、キャディーの乗用を認める。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付I(C)8移動』を適用する。（ゴルフ規則181p参照）

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。（ゴルフ規則177p参照）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は、白杭をもって標示する。
2. 修理地は、青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは、黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は、動かさない障害物とする。
5. No.4(東No.4)ホールのグリーン後方のラテラル・ウォーターハザード内に設置してある防球ネットは、動かさない障害物とする。
6. No.15(中No.6)にある防球ネットによる障害から救済を受ける場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決定しなければならない。
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝および木材は、その道路の一部とみなす。
8. 人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、その道路の一部とみなす。
即ちそのような白線内の区域は、修理地ではなく罰なしにゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けることができる。
9. No.5(東No.5)ホールの電磁誘導カート用の人工の表面を持つ2本の軌道は、全幅(軌道間の芝地を含む)をもってプレー禁止の修理地とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、ゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則 25-3b に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則書 68p 参照)
5. 当コースには、ドライビングレンジ(練習場)がありませんので予めご了承下さい。

競技委員長 伊東 知徳